

## 神戸マラソンフレンドシップバンク寄付金対象となる経費について

### 1 趣 旨

自然災害被災地支援や防災・減災等の多様な活動に対応し支援するため、予め寄付の対象となる経費を定める。

### 2 寄付対象となる経費

寄付の対象となる経費は、自然災害被災地支援等の活動(現地活動を含む)または防災・減災等の活動にかかる下表の経費とします。

※活動報告提出時、寄付対象となった経費の領収書(支払い伝票等可)の写しの提出をお願いします。

(寄付金対象経費一覧表)

項 目	内 容	備 考
謝 礼 費	イベント等主催団体・協力団体への謝金、指導者・講演者・司会者等への謝金	
会 議 費	会場使用料	
交 通 費	被災地等への交通費、講師・協力者等交通費	
食 糧 費	イベント参加者、スタッフ等の飲食費	・ 飲食費等は、社会通念上常識的な範囲内とし酒類等は対象外とします。 ・ 被災者との交流会・ふれあい喫茶等経費は対象
宿 泊 費	被災地での宿泊費	
消 耗 品 費	事務用品等購入費	
印刷製本費	チラシ・ポスター等製作費	
使 用 費	駐車場料金、楽器・音響機器等リース費	
通信運搬費	必要物品の運搬費、郵送料	・ 電話代、通信料(インターネット含む)は対象外
そ の 他	参加者やスタッフ等にかかる損害保険料及び賠償責任保険料、記念品等材料購入費	